

○泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例施行規則

令和7年3月27日

泉佐野市田尻町清掃施設組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求書)

第2条 条例第6条第1項の請求書は、情報公開請求書(様式第1号)とする。

2 条例第6条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公開の実施方法
- (2) 請求者の電話番号
- (3) 利用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

(決定期限延長の通知)

第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、情報公開決定等期限延長通知書(様式第2号)により行う。

2 条例第12条の規定による通知は、情報公開決定等期限特例延長通知書(様式第3号)により行う。

(公開可否決定の通知)

第4条 条例第11条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行う。

- (1) 情報の全部又は一部を公開するとき 情報公開決定通知書(様式第4号)
- (2) 情報の全部を公開しないとき(公開請求に係る情報を保有していないとき又は条例第10条の規定により公開請求を拒否するときを含む。) 情報非公開決定通知書(様式第5号)

(第三者に対する意見聴取)

第5条 条例第13条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求の年月日
- (2) 公開請求に係る情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 条例第13条第2項の規定を適用する場合の同項第1号又は第2号の規定に適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第13条第1項及び第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者意見照会書(様式第6号)により行う。

3 条例第13条第1項及び第2項の意見書は、情報の公開決定等に関する意見書(様式第7号)とする。

(第三者に対する公開決定の通知)

第6条 条例第13条第3項の規定による通知は、反対意見提出者に対する通知書(様式第8号)により行う。

(情報の閲覧等)

第7条 情報の閲覧又は視聴をする者は、当該情報を記録した文書等を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 管理者は、前項の規定に違反する者に対し、情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することがある。

(費用の負担)

第8条 条例第15条第2項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、前納しなければならない。

(審査請求に係る通知)

第9条 条例第16条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第9号)により行う。

(運用状況の公表)

第10条 条例第22条に規定する運用状況の公表は、請求件数、公開及び非公開の件数その他運用状況が明らかになる事項を組合事務所前の掲示板に掲示する方法その他管理者が定める方法により行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	サイズ	金額
乾式複写機による写し(白黒)	日本産業規格 A 列 3 番及び 4 番並びに B 列 4 番及び 5 番	1 枚につき 10 円
乾式複写機による写し(カラー)	日本産業規格 A 列 3 番	1 枚につき 80 円
	日本産業規格 A 列 4 番並びに B 列 4 番及び 5 番	1 枚につき 50 円
上記以外の写し		当該写しの作成に要する実費相当額
写しの送付に要する費用		郵便料に相当する金額

情報公開請求書

年 月 日

様

ふりがな

氏 名

住所又は居所

〒

電話 ()

泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)第6条第1項の規定により、下記のとおり情報の公開を請求します。

記

- 1 公開を請求する情報(具体的に特定してください。)

- 2 求める公開の実施方法

ア又はイに○印を付してください。アの場合、実施の方法を記載してください。

ア 事務所における公開の実施を希望する。

実施の方法 閲覧 写しの交付

その他()

イ 写しの送付を希望する。

- 3 利用の目的

(公開請求者)様

(実施機関)

情報公開決定等期限延長通知書

年 月 日付け(年 月 日受理)で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり公開決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
延長後の期間	日(公開決定等期限 年 月 日)
延長の理由	

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先

(公開請求者)様

(実施機関)

情報公開決定等期限特例延長通知書

年 月 日付け(年 月 日受理)で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)第 12 条の規定により、下記のとおり公開決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
条例第 12 条の規定(公開決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの情報について公開決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について公開決定等を行い、残りの部分については、次に掲げる期限までに公開決定等を行う予定です。) 年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先

(公開請求者)様

(実施機関)

情報公開決定通知書

年 月 日付け(年 月 日受理)で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり公開することに決定しましたので通知します。

記

- 1 公開する情報(全部公開 ・ 部分公開)

--

- 2 非公開とした部分及び理由

--

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であ
っても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、審査請求をすることができなくなりま
す。)

また、この決定があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被
告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。)、大阪地
方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日から起算
して 6 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、処分の取消しの訴え
をすることができなくなります。)

- 3 公開の実施の方法等

(1) 公開の実施の方法	
<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 写しの交付
公開実施日時	年 月 日() 時 分
公開実施場所	
<input type="checkbox"/> 写しの送付	
(2) 費用	
写しの作成費用	円 [円(白黒・カラー・サイズ) × 枚]
	円 [円(白黒・カラー・サイズ) × 枚]
写しの送付費用	円
合 計	円

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先

(開示請求者)様

(実施機関)

情報非公開決定通知書

年 月 日付け(年 月 日受理)で公開請求のあった情報については、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり全部を公開しないことに決定しましたので通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
公開しないこととした理由	

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であ
っても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、審査請求をすることができなくなりま
す。)

また、この決定があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被
告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。)、大阪
地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日から起
算して 6 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、処分の取消しの
訴えをすることができなくなります。)

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先

(第三者利害関係人)様

(実施機関)

第三者意見照会書

(あなた・貴社等)に関する情報が含まれている情報について、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)第 6 条第 1 項の規定による公開請求があり、当該情報について公開決定等を行う際の参考とするため、同条例第 13 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該情報を公開することについて御意見がある場合は、同封の「情報の公開決定等に関する意見書」を提出していただくようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

公開請求に係る情報の名称等	
公開請求年月日	年 月 日(年 月 日受理)
公開請求に係る情報に含まれている(あなた・貴社等)に関する情報の内容	
条例第 13 条第 2 項を適用する場合の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (理由)
意見書の提出先	泉佐野市田尻町清掃施設組合 (住所) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先

情報の公開決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機関)様

ふりがな

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、代表者名を記入)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地を記入)

年 月 日付けで照会のあった情報の公開について、下記のとおり意見を提出します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
公開についての意見 (いずれかに☑)	<input type="checkbox"/> 情報を公開されることについて支障(不利益)はない。 <input type="checkbox"/> 情報を公開されることについて支障(不利益)がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(意見書提出者)様

(実施機関)

反対意見書提出者に対する通知書

(あなた・貴社等)から 年 月 日付けで「情報の公開決定等に関する意見書」の提出がありました情報については、下記のとおり公開決定しましたので、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和 7 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 2 号)第 13 条第 3 項の規定により通知します。

記

公開請求に係る情報の名称等	
公開することとした理由	
公開決定をした日	年 月 日
公開を実施する日	年 月 日

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、
に対して審査請求をすることができます(決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であ
っても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、審査請求をすることができなくなりま
す。)

また、この決定があったことを知った日(に対して審査請求をした場合は、その審査請求に
対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して 6 月以内に、泉佐野市田尻町清掃施設組合を被
告として(訴訟において泉佐野市田尻町清掃施設組合を代表する者は、 となります。)、大阪地
方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(決定があったことを知った日の翌日から起算
して 6 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合、処分の取消しの訴え
をすることができなくなります。)

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先

(審査請求人等)様

(実施機関)

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの に対する審査請求について、下記のとおり泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、泉佐野市田尻町清掃施設組合情報公開条例(令和7年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第2号)第16条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る情報の名称等	
審査請求に係る公開決定等	
審査請求	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 第 号

【担当】

泉佐野市田尻町清掃施設組合
連絡先